

令和 7 年度 網走市エアコン設置工事費助成制度

1. 制度の目的

本制度のエアコン設置タイプは、近年の著しい気温上昇による室内環境の改善を目的として、エアコン設置工事費の一部を助成するものです。

2. 助成の要件

- ☐ (1) 本市に自ら居住するための住宅を所有し、エアコン設置工事の発注者となる方（賃貸住宅に居住し、エアコン設置工事の発注者となる方も対象となりますが、必ず貸主の許可を得ること）。
店舗等併用住宅の場合は、住宅部分に限ります。
- ☐ (2) エアコン設置工事は、住宅新築時の設置及び機器の更新を含みます（中古品・スポットクーラーなどの移動式・窓枠設置式を除く）。
- ☐ (3) 市内業者による設置工事を行う方に限ります。
- ☐ (4) 助成対象工事費は、1万円（税込）以上とします。
- ☐ (5) 受付期間は、令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）で、この期間に設置工事が完了し支払いがされたものが対象となります（予算額に達した場合、受付期間内でも締め切ります）。
- ☐ (6) 助成金の交付は、同一年度、同一申請者、同一住戸につき1回限りとします。
- ☐ (7) 市税を滞納していない方。
- ☐ (8) 暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しない方。

3. 助成金の額

エアコン設置タイプ	エアコン設置工事（住宅新築時の設置可、機器更新可）
	助成対象工事費※1の10%※2
	上限 3万円

※1：助成対象工事費は、製品本体・取付工事（架台・電気工事を含む）など設置に要する費用

※2：助成額は千円未満切り捨て（例：259,000円の助成対象工事に対し25,000円の補助）

4. よくあるご質問

- ・市外業者から本体を購入し、市内業者が工事を行う場合は、工事費のみ対象です。
- ・本体購入と工事施工が別々の市内業者となる場合、合算額を助成対象とします。
- ・エアコンの移設工事は、本体が中古品扱いとなるため助成の対象外です。

5. お問い合わせ先

網走市 建設港湾部 建築課 建築係（TEL 67-5562：直通）

（次ページに続く）

お申し込みから助成金の受け取りまで

網走市エアコン設置工事助成金交付申請書兼請求書（様式1）に、下記の書類を添えて提出してください。申請書兼請求書の受理後、申請者へ助成金を交付します。

- 1 エアコン設置費の領収書の写し(申請者名宛に設置業者が発行し、品名、価格内訳を明記したもの)
- 2 振込先（フリガナ、口座番号）の分かる書類（通帳見開きの写し、カードの写し等）
- 3 委任状（申込様式3）※ 申請者の代理人による申請の場合

手続き上、支払いまでに1か月程度かかる場合がありますことをご了承願います。